

## 第4回企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成20年5月23日(金) 13:30～15:35
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用特別第3会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員  
審議協力者(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)  
調査実施者(高見経済基本構造統計課長、荒井産業統計室長ほか2名)  
事務局(吉田国際統計企画官ほか3名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

### 5 議事録

美添部会長 お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。

まだ一部お見えでない委員がいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから「第4回企業統計部会」を開催いたします。

私、本部会の部会長を仰せつかっております美添と申します。よろしくお願いいたします。

配布資料の参考4に、企業統計部会の名簿が用意されております。今回は、本件に関して第1回目の部会ですので、この名簿に沿って委員、臨時委員、専門委員、それから各府省等の順に一言ずつごあいさつをお願いしたいと存じます。

私、先ほど申し上げましたが、青山学院大学の美添でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、佐々木委員から順に一言ずつお願いいたします。

佐々木部会長代理 東レ経営研究所の佐々木です。現在、統計委員会の委員をしております。企業統計部会はもう2年くらい務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

美添部会長 順番で、高木委員お願いいたします。

高木臨時委員 成蹊大学の高木と言います。統計委員会ができてこういうポジションができ、臨時委員をやっております。どの程度役に立つかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

美添部会長 次の西郷委員は少し遅れて到着という連絡をいただいておりますので、塩路委員お願いします。

塩路専門委員 一橋大学の塩路と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

菅専門委員 東京国際大学の菅でございます。よろしくお願いいたします。

高田専門委員 野村総合研究所の高田でございます。よろしくお願いいたします。

美添部会長 内閣府は、黒田先生ではなく代理の方ですね。お願いします。

内閣府 黒田の代理で参りました経済社会総合研究所の植松でございます。よろしくお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省統計情報部賃金福祉統計課でございます。本来は課長出席でございますが、本日は代理として秋山が出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省統計部の坂井と申します。私も代理です。よろしくお願いいたします。

経済産業省 経済産業省統計部の今井でございます。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省情報安全調査課長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

日本銀行 日本銀行調査統計局の石田でございます。よろしくお願いいたします。

東京都 東京都経済統計課長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪府 大阪府の相良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

美添部会長 どうもありがとうございました。最後に、事務局も一言ずつお願いいたします。

吉田企画官 経済センサス推進室の吉田と申します。これからいろいろとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

事務局 経済センサス推進室の坂井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 経済センサス推進室の小石と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 経済センサス推進室の市川と申します。よろしくお願いいたします。

美添部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題はお手元の議事次第にあるとおりですが、5月12日に第9回の統計委員会と第11回の基本計画部会の合同会が開催されました。その日に総務大臣から諮問された課題が、「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」で、本部会の議題になっております。

本日、これから15時30分までの予定となっております。2時間の時間配分を考えますと、今後の審議スケジュール等を事務局から説明をいただいた後、実施者であります総務省統計局から、まず経済構造統計の指定について、2番目に経済センサス基礎調査の調査実施計画案について、3番目に事業所・企業統計調査の中止について、この3つの話題について説明をお願いしますが、30分程度を予定しております。

続きまして、経済産業省から関連する統計として商業統計調査の変更について、5分程度の時間で御説明をお願いしています。

以上の議論の紹介の後に続きまして、本日の諮問事項について審議する論点を明らかにするために、皆様から実施計画等に関して全体的な考え方や御意見、御質問等を順番に御発言をいただきたいと思っております。これで1時間ほど取ると、ほぼ今日の時間が尽きてしまいます。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配布資料と今後の審議スケジュールについて、事務局の吉田企画官から説明をお願いします。

吉田企画官 それでは、御説明いたします。

お手元に資料をお配りしてございますが、まずダブルクリップを外していただいて、次第をご覧ください。次第に配布資料といたしまして資料1、2とございます。資料1は、今回統計委員会にお諮りいたしました諮問事項に関する資料をひとくくりという形で整理いたしました。

おめくりいただきますと、諮問文の写しが1枚ございます。「諮問の概要」が3枚紙でございます。それから、参考といたしまして「諮問の構成」というものが付いています。それから、「経済構造統計の指定等について」ということで、今回の諮問について諮問の概要を説明いたしました色刷りの2枚物です。

それから、別添といたしまして「経済構造統計の指定の申請について」ということで、調査実施者からの承認申請書と、それから統計法7条1項に基づく承認申請事項等を付けてございます。

この別添といたしまして、まず1で「経済構造統計の指定の申請について」と、その理由について。

それから、別添2で枝番が付いていますが、「経済センサス - 基礎調査に係る承認事項について」の申請とその理由。

それから、枝番の2で「経済センサス - 基礎調査に関する統計法第7条第1項の承認申請事項」ということです。これには幾つか資料が付いていまして、別紙という形で調査計画の案、それから調査票、様式が1から6までございます。それから、集計事項、集計事項一覧の案が別添で付いています。

それから、別添3であります、「事業所・企業統計調査の中止について」ということで申請書とその理由についての紙です。

別添4が「商業統計調査に係る承認事項の一部改正について」の申請書とその理由書です。

それから資料2でございますが、先日12日に開催されました統計委員会におきまして本件諮問案件に係る意見が幾つか出てまいりました。その主なものを整理いたしまして、その回答を用意いたしました。

それから、参考1といたしましてセンサス創設にかかる累次の政府決定の抜粋版です。

参考2といたしまして「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」決定の「経済センサスの枠組みについて」というものです。

参考3は、先ほど申しました12日の統計委員会における意見を整理したものです。

参考4は、先ほど触れましたが、企業統計部会のメンバー表でございます。

1点説明させていただきますが、諮問から4枚ほどめくっていただきまして参考の諮問の構成をご覧ください。これまで審議会とか統計委員会で部会に参加された方からすると、今回の諮問案件については少し変わっていると思われるかもしれませんが。実は変わっておりまして、皆さんも御存知のとおり、改正統計法が今年の5月に公布されましたけれども、まだ全面施行ではありませんので、今回は旧統計法の枠組みの中での手続きということになっております。

従来の統計法でいきますと、まず第2条に基づきまして指定統計の指定を行いまして、次いで同法7条1項による統計を作成するための統計調査の計画を承認するということとなります。そ

れで、この7条1項に基づいて承認された事項につきまして変更する。例えば、その調査を中止するとか、実施時期を変更するとか、そういった変更をする場合も7条2項の方で手続きが必要だということで、今回これに則った形で手続きをさせていただくということになります。したがって、今回は内容的には4つございます。

まず、統計法2条に基づきまして経済構造統計の指定統計としての指定、それから7条1項に基づきまして経済センサス - 基礎調査を、指定統計である経済構造統計を作成するための調査ということで承認をする。それから、従前から実施してきておりました事業所・企業統計調査、商業統計調査につきまして、経済センサス - 基礎調査を実施することに伴って、中止若しくは実施時期の変更を行うという内容の4つの手続きを今回お諮りしているということでございます。

続きまして、部会の審議スケジュールでございます。部会は、本日の会合を含めまして4回ほど予定してございます。今回、先ほど部会長から御説明がございましたけれども、諮問事項に係る調査計画等の説明を実施者の方からしていただいた後、時間の許す限り審議をしていただくということを考えております。

2回目以降につきましては、6月13日に2回目、6月26日に3回目、7月18日に4回目ということで予定しておりますけれども、2回目、3回目におきましては本日の部会での御意見等を踏まえながら修正を行いました、部会長が作成される論点メモに従いまして審議をしていただくということを考えておまして、3回目までに答申骨子案まで御審議いただければと考えております。それで、7月18日の第4回目の部会で答申案の御審議をいただく。その答申案をもちまして、8月に開催されます統計委員会の方に部会の案としてお諮りして統計委員会の答申をいただくというスケジュールでお願いしたいと考えてございます。長くなりましたけれども、以上です。美添部会長 確認ですが、予備の部会として5回目は取ってあるけれども、そこにはいきたくないということですね。

もう一つ、席上配布資料について何か説明がございませうか。

吉田企画官 席上配布といたしまして、先ほどちょっと論点メモということをお申しましたけれども、部会長から議論を効率的に進めるということで、あらかじめ論点メモを作成させていただきました。それをお配りしてございます。

美添部会長 この論点メモは議論のためのメモとして配布しておりますので、これにこだわらずに御発言をいただきたいと思っております。

それでは、調査実施者であります総務省統計局経済基本構造統計課の高見課長から、先ほど紹介した3つの点について御説明をいただきます。1番目が経済構造統計について、2番目が経済センサス - 基礎調査の実施計画案について、3番目は事業所・企業統計調査の中止について、その後で経済産業省産業統計室の荒井室長から4番目の論点であります商業統計調査の変更について、続いて御説明をお願いします。

なお、質問等につきましては後ほど皆様から順番に御発言いただく時間を設ける予定にしておりますので、御質問も報告が終わってからまとめてお願いしたいと思います。

それでは、高見課長からよろしく申し上げます。

総務省（高見課長） 総務省統計局経済基本構造統計課長の高見でございます。よろしくお願  
い  
します。

諮問の概要についての説明は省略していいということによろしいですか。

美添部会長 時間の配分もありますが、必要に応じて概要についても触れてください。

総務省（高見課長） わかりました。それでは、今の吉田企画官の御説明に加えまして、若干背  
景を説明させていただいた上で、今回の調査の実実施計画について説明させていただきたいと思  
います。事務局でつくっていただきました諮問の概要のペーパーをご覧くださいと思います。

1のところにありますように、そもそもの話のきっかけといたしましては、我が国の産業  
統計あるいは事業所・企業を対象とした大規模な調査について、産業ごとあるいは所管省庁ご  
とに異なる年次で行われていた。具体的に申しますと、事業所・企業統計調査、商業統計調査、工  
業統計調査などがそれぞれ別々に実施をされていたということがございます。

それからまた、これまで調査員調査を基本で調査をしていた関係で、SOHOなど、マンショ  
ンの1室で看板も掲げずに営業しているような企業・事業所の把握が必ずしも十分ではなく、そ  
ういったところも増えてきているというような問題がありました。それに加えまして、分野によっ  
ては統計があまり十分でない分野もあるということから、GDPの推計等に支障を来している面  
があるという懸念があったということから、「政府統計の構造改革に向けて」、あるいはいわゆる  
「骨太の方針」などにおきまして全産業分野を対象にした統計調査、経済センサスの実施が必要  
であるということが閣議決定されたということでございます。

それを受けまして、関係府省によります検討会において議論を重ねまして、一昨年3月に「経  
済センサスの枠組みについて」が取りまとめられました。その枠組みによりますと、平成21年に  
まず名簿整備のための調査を行い、その後、これを受けて平成23年に経済活動を捉える統計調査  
を行う、という2段階での実施が申合せとして決められたものでございます。

その後、その経済センサスについて指定統計とすることが適当であるということから、その指  
定統計の名称は経済構造統計とするのがよいであろう、そして、平成21年に実施する調査につ  
いては経済センサス 基礎調査、23年調査については経済センサス 活動調査という名称で実施を  
するということがこの3月に申し合わされたところでございます。

また、平成18年3月の枠組みの決定の際に、平成21年の経済センサスの実施に伴って事業所・  
企業統計調査、それから商業統計調査をその年には行わないということをも同時に決定をしたと  
いうところでございます。

この経済センサスにおいて作られる経済構造統計につきましては、2にありますように事業所  
の母集団情報を整備するという、それから事業所・企業の産業等の基本的構造を明らかにす  
るという大きく二つの目的で統計を作成するということになってございます。

これにつきまして、(4)について先ほど申しましたように、平成21年と平成23年にそれぞれ  
調査を行うということになっております。この経済構造統計については、別添1に指定統計の申  
請についてという紙がございまして、その2枚目に「指定統計としての指定を求める理由」とし  
まして、経済センサス 基礎調査によって作成される統計の重要性をここに書いているところで

ございますが、それに加えまして経済構造統計がどういった利用をされるか。法令に基づく利用、その他地方公共団体、それから国の行政施策に利用されるといったこと。そのために正確性の確保が必要であり、指定統計調査として実施をする必要があるということで、これを指定統計として指定をお願いしているところでございます。

また、諮問の概要に戻りまして、2ページ目に で「基礎調査の計画の承認」とあります。これは、後ほど別添2の方で詳しく説明をさせていただきます。

それから、3枚目に と がございます。これは先ほど枠組みの決定のときに同時に決められたことで、事業所・企業統計調査は平成21年調査を行わない。それから、商業統計調査について平成21年調査については行わない。こういうことを書いているところでございます。

それでは、別添に基づいて調査計画の概要を御説明したいと思います。別添2-2からその後ろに束があって、集計事項一覧のところまでが一つの束になっているかと思えます。別添2-2に基づいて順次説明をさせていただいて、必要に応じて更にその別紙等について参照しながら説明をさせていただきたいと思えます。

まず別添2-2をご覧ください。経済センサス 基礎調査について、この調査計画の概要をまとめた資料でございます。

まず「目的」としまして、この調査は事業所の事業活動あるいは企業の企業活動の状態を調査して、母集団情報を整備する。あるいは、事業所・企業の基本的構造を全国あるいは地域別に明らかにするというを目的として実施をいたします。

そして、調査事項についてここに箇条書きで列記をしております。これにつきましては、調査票をご覧くださいながらの方がよろしいかと思えますので、その後ろに付いています様式第1号をご覧ください。これの調査票A、表面が調査事項の一通りの部分でございます。この調査は後ほど御説明しますけれども、本社に対して調査票を支所の分も含めてまとめて配布をして返していただくということを予定しておりまして、この水色の欄については本社が本社事業所について書く部分、黄色の欄が本社が企業あるいは組織全体について書く部分でございます。

この裏面の緑の欄、それから様式第2号ということで緑の欄だけの調査票がございますが、これは個々の支所について本社から書いていただく部分で、A4の片面側で1支所分ということになっており、支所が多い場合には調査票Bの方を複数枚配って記入していただくという構成になっておりまして、基本的にこの緑の欄は表の水色の欄と同じ調査事項となっております。

また表に戻っていただきまして、この水色の欄、まず事業所については大きく6つの調査事項を調査することを予定しています。名称、所在地、従業者数、事業の種類、開設時期、経営組織、この6項目を調査いたします。それで、所在地のところは2つの欄になっておりますが、これは今回S O H O等の調査員調査では見つかりにくい事業所について登記簿の情報からデータを補いまして、事業所の調査対象に加えるということをいたします。その関係で、実質上の本社が対象になる場合もあれば、登記簿上の本店が置いてある場所、本店が置いてあるだけで実際には本社機能のないところも調査対象になり得ます。それをきちんと区別するために、所在地のところは登記上の所在地が別にある場合、登記上の本店の所在地が別のところにある場合は別の欄に書

いていただくということを予定しております。

従業者数につきましては、従来から事業所・企業統計調査で調査をしていた事項とほぼ同じでございます。男女別、従業上の地位別に人数を捉えて、これは事業所の基本属性として統計作成のために使うものでございます。

それから、事業の種類につきましても事業所の基本属性を明らかにする、あるいはそれ以上に名簿情報として提供するのに重要な事項でございます。このうち、4の(1)の部分は行っている事業の種類をすべて書いてくださいという調査をしてございます。ここについては、実はこれまでの調査では行っていなかったものでして、ここで従産業についても行っているものについてはすべて把握するというを新たに計画しております。

(2)(3)(4)は主産業を決めるための調査事項でございます。従産業欄につきましては標準産業分類の大分類レベルですべてを書いていただくという構成になっておりまして、事業の大きさに応じて、大きいところだけ書いていただく、あるいは上位幾つかを書いていただくというやり方もありますが、この調査では経理事項は聞かないということになっておりますので、この調査におきまして例えば売上げ幾ら以上のものを書いてくださいとか、構成比が何%以上のものを書いてくださいということを知るわけにはいきませんし、事業所、企業の規模によって大きく違うものについて上位2つ、3つとかという選び方をして統計を作成しても意味がないということから、小さいものも含めて全部書いていただくという構成になっております。

それから、主産業を決める調査事項ですが、(2)(3)はちょっと細くて見にくいですが、この括弧内に注記がございます。「主な事業の内容」(2)欄については年間を通じて従事している人数が最も多い事業について書いてください。(3)の「生産品 取扱い商品又は営業種目」については、下の方にありますように収入額または販売額の多いものから3つ書いてくださいという聞き方をしてございます。

実は、このような聞き方についてはこれまで試験調査等も含めて試験をしたことがない聞き方でございますが、今般の産業分類の改定に伴いまして、産業大分類については従業者数の多いものを書いてもらい、中小分類については売上高、取扱い額の多い順に書いてもらうことがいいということにされましたので、なるべくそれに近い形で調査票の設計をしたものでございます。

必ずしも(2)が大分類を決める項目、(3)が中小分類を決める項目というわけではないですが、このような聞き方で標準産業分類の考え方になるべく近い結果が得られるかどうかについて、実は現在実施している試験調査の結果なども踏まえて最終的には決めるということになるかと思いますが、今の時点ではこの産業分類からの要請に従った調査の仕方となっております。

それから、右側にいきまして開設時期、経営組織については従来のもので特に変わったところはありません。このうち外国の会社について、本社の所在地等を聞くことも可能ですけれども、これにつきましては登記簿の情報から本社の国名くらいは明らかにできるということでございますので、あえて調査事項には加えておりません。

それから、組織全体について7欄から14欄までの調査がございます。このうち、これまで事業

所・企業統計調査で調査していなかった事項は8欄と9欄でございます。

8欄につきましては、この調査の結果が各種調査の母集団情報として使われますが、決算時期に応じて調査月を決めるような標本調査もあるということから、決算月の情報を母集団情報に加えるという趣旨のものでございます。

持株会社か否かについては、今回の産業分類の改定において純粋持株会社については特別な分類が設定されましたので、それがきちんと分類どおりに格付けができるようにするための調査事項でございます。

親子関係については子会社、つまり自分の方から見て子会社の方から親会社の名称、所在地を聞く。それから、親会社の方から見た方は子会社の有無と数だけを聞くという聞き方になってございます。

12欄、13欄は法人全体についての調査でありまして、例えば法人全体の主な事業の種類については本社一括調査を行うことによって事業所ごとの主な事業の種類というのは個々にはわかるわけですけれども、全体としてどこが一番大きいのかというのはここで改めて聞かないと、どこが主かということは決められないということもありますので、ここで聞いているということでございます。

そして、最後に支所があるかどうかを聞き、国内に支所がある場合は裏面以降に支所について記入していただくという構成になってございます。

また別添2-2に戻っていただきまして、2ページです。これは非常に細かいことでありますけれども、調査対象は全国のすべての事業所とは言っておりますが、若干除外規定がございまして、個人経営の農林漁家、それから生活関連サービスのうち家事サービス、いわゆるお手伝いさんと家政婦さんといった事業所は除く、それから、外国公務の事業所は除くということにしております。

今、御説明しましたのは民営の事業所に対する調査でありまして、民営以外の事業所についても乙調査ということで調査をする予定としてございます。これは後ほど簡単に御説明します。

それから、調査は来年の7月1日を期して行います。これは、枠組みの決定の際には6月から7月の間のいずれかでとされておりましたが、その後、企業等のヒアリングをした結果、決算時期あるいは株主総会などの時期での忙しさを考えると7月の方がいいということから、7月1日としてございます。

それから、調査方法について5番に文章で長々と書いてございますが、これを見ただけではわかりにくいので、口頭で御説明します。これまで事業所・企業統計調査については調査員によってすべて調査票を配って集めるという方法をとってございました。ですが、今回の調査におきましては名簿情報を、事業所の名簿だけではなく企業の名簿もきちんと整備するということから、本社からまとめて支所の情報についても調査する方法の方が企業の名簿という観点では非常に精度の高いものができるだろうということから、本社を通じての調査を行うということにしております。

その場合、大抵の企業については従来どおりのやり方でできると思われましても、中には

支所の数が 100 も 200 もあるような企業も当然あるわけです。そういった企業について本社でまとめて調査をするとなりますと、紙の調査票であると 100 枚も 200 枚も配ったりしなければいけない、ということがございまして、調査員ではとても対応し切れないことから、支所数の多い企業については調査員調査ではなく、官の側から直接企業にアプローチをして調査する方法をとることとしてございます。それを調査員調査以外に市町村から行うもの、都道府県から行うもの、総務省から直接行うものと 3 つに分けて行います。基本的に規模の小さいところを調査員調査でお願いして、規模の大きいところは国でやるということをご予定しております。

その規模につきましては、支所数が 10 未満のところは調査員にやっていただけたらと思っております。調査員にやっていただきますが、支所数 10 以上の企業については、規模に応じまして市町村あるいは都道府県、総務省から調査をするというやり方をとります。調査員調査につきましては、調査員が一軒一軒回って調査票を配って回収するという方法をとりますけれども、市町村以上で行う調査につきましてはあらかじめ客体に対してどういうやり方で答えたいかということをお聞きまして、その希望に応じて調査をするということにさせていただきます。

具体的には紙の調査票、電子媒体の調査票、また電子媒体の中でもオンラインにするか、オフラインにするか。こういった選択肢の中から、最も客体側が答えやすい方法によって調査をするということをご予定してございます。

紙の調査票については先ほど御説明したところですが、電子媒体の調査票についてはこの後ろに様式の第 4 号、第 5 号が付いてございます。調査事項はもちろん紙の調査票と同じでございますけれども、エクセル表の形式で調査事項を表頭側に横一列に並べまして、その下に記入していただくという調査票を設計してございます。それで、本所用の調査票はエクセルシートの 1 シートになっていまして、紙では折り返しておりますけれども、一列の横に長い調査票ということになります。

様式第 5 号は支所用の調査票で、こちらは縦に行を幾らでも追加してどんどん記入ができる様式になっています。この例では 10 行しか書いてありませんが、自由にコピーをして幾らでも縦につながることができる様式になっております。これは、オンラインの場合であってもオフラインの場合であっても同じ様式のエクセル表を使って調査をするということをご予定してございます。

また戻っていただきまして、4 ページの(5)のところには誰が調査を受けるかということが書いてございます。これは、基本的には本社の事業所の事業主に書いていただくということになります。そうしますと、支所であるところについてはその場では答えをいただく必要はないということになります。基本的に本社で全部書いていただければ支所からの情報というのは不要なわけでございますけれども、本社が必ずしも支所の事業所の定義を完全には理解できない可能性もあるので、調査員が調査に回った時点で平成 18 年事業所・企業統計調査の時点で支所だった事業所についても、そこが活動している事業所なのかどうかということだけは確認していただくということをご予定しています。

それに加えまして、平成 18 年の時点では存在しなかった事業所について、調査員が調査票を配ろうとしたらそこは支所であったというケースも存在するわけでございます。その場合に、本社

からの調査票が漏れている可能性が絶対には言えないので、そこが漏れないことの担保をとるために様式第3号による調査票を新たに見つけた支所については配って記入してもらうというのを予定しています。

この様式第3号は名称、所在地だけを聞くというもので、見つかった支所の名称、所在地と、そのこの本社の名称、所在地を記入していただく。これで本社から挙がってきた調査票との突合を行って、ちゃんと本社の方から出てきていればOK、なかった場合には集計の際に追加するなどの作業が必要ということになるということでございます。

それから、先ほど飛ばしました乙調査について様式第6号がございます。これは民営以外の事業所、つまり国の事業所あるいは都道府県、市町村の事業所についてですが、こちらにつきましては若干本所、支所という概念がないということから、名称、所在地、それから従業者数、事業の種類、これだけを聞くということにさせていただきます。こちらについては電子媒体による調査票を作りまして、これにそれぞれ記入していただくということを予定しております。

この乙調査については1つ、様式第6号の一番右のところに管理運営を委託している事業所の名称、所在地、こちらについては昨今指定管理者を設けて、公営の事業所であっても実際の管理運営は民間に委託しているというケースが結構ございますので、そういった事業所がきちんと調査をされるように名簿情報にもこういった情報を加えるということから調査事項に加えたものがございます。

また本文に戻っていただきまして、5ページに集計事項のことが書いてございます。集計事項につきましては、後ろの別紙に集計表の構成が載っております。この集計表につきましては、基本的に事業所・企業統計調査と調査事項の共通する部分については、従来のベースの結果を基本に考えてございます。また、新規調査事項について新たに表を幾つか加えているということでございます。

具体的には、新規調査事項は先ほど御説明しましたように4の(1)欄の従たる産業に関するもの、それから8欄、9欄の決算月と持株会社が否かといったところでございまして、そういったところについては新たに結果表を作っております。

それから、従来、事業所・企業統計調査では本所、支所の名寄せというのは一旦集計をしてから後で調査票を組み替えて集計していたわけですが、今回はそれについては同時にできる。本社からまとめて申告してもらいますので同時にできるということから、従来からあった本支名寄せの結果はこの中に入れてございます。

それで、この集計につきましては大ざっぱにはこういう事項についてやるということが本文には書いてございますが、結果は調査実施の1年以内ということで、再来年の6月末までに速報、そしてそれから約半年後までに確報を出すということとしております。

先ほど名寄せ集計は不要と申しましたけれども、親子に関しては名寄せが必要ということで、親会社と子会社の名寄せ集計というのはもうちょっと時間をいただいて、22年度末くらいまでに公表するということを予定してございます。

6ページ以降に、今度は名簿をつくるということが書いてございます。こちらにつきましては、

この結果は統計として公表するだけでなく、名簿をつくりまして、それを各種標本調査等の母集団情報として利用に供するという事で、名簿として作成、提供するという事を規定している部分でございます。

それから、先ほど後で申し上げると言うてうっかり飛ばした部分がございます。先ほど、登記簿情報を用いるという話をしましたが、これまでの事業所・企業統計調査では調査員が現地を回って見つけたすべての事業所を調査対象とするという方法をとっておりましたが、見つけれないところについて調査対象から漏れるケースがあったということから、法務省の協力をいただきまして登記簿の情報を今回から使わせていただけることになりました。その登記簿の情報には法人の登記上の本店の名称、所在地の情報がありますので、その情報を更にこれまでの事業所・企業統計調査の結果の名簿に加えて調査対象にする。そこについても調査員が調査票を配るということをご予定しております。それによりまして、カバレッジをより完全に近いものにすることができると考えてございます。こういった事業所の調査方法については従来、調査員が行っていた調査票を配って回収するというのと同じ方法でやるということをご予定しております。

以上が調査計画の概要でございます。最後に別添3に「事業所・企業統計調査の中止について」というものがございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしましたように、枠組みの中で21年の経済センサスの実施に伴って中止するという事とされております。特に平成21年調査につきましてはかなりの部分、事業所・企業統計調査を踏襲した部分が多いということもございまして、事業所・企業統計調査を重ねてやる必要はないということから、従来の周期ですとこの後、平成21年に次の調査をやることになっておりますけれども、これを中止するというものでございます。

駆け足になりましたけれども、私の方からの御説明は以上とさせていただきます。

経済産業省（荒井室長） 経済産業省産業統計室の荒井でございます。

それでは、諮問を構成する4つのうちの最後の商業統計調査の実施時期の変更でございます。お手元の資料の別添4、最後のページに理由を記したペーパーがございますが、これに則して御説明をいたします。

商業統計につきましては昭和27年にスタートいたしまして、2年ごとに実施をしております。その後、昭和51年以降は3年周期となりまして、平成9年からは5年周期で本調査、それから本調査の2年後に簡易調査を実施してきているところでございます。

本調査と簡易調査の違いでございますが、基本的には調査の濃さといえますか、濃度でございますね。調査事項数にしますと本調査が18事項であるのに対して、簡易調査は10の調査事項でございます。過去、簡易調査につきましては平成11年と平成16年の2回実施がなされております。調査の効率化等の観点から、平成11年の簡易調査では事業所・企業統計調査と同時実施をした経緯がございます。

それから、前回の簡易調査であります平成16年調査では、これにサービス業基本調査を行いまして3調査同時ということで実施をいたしました。3調査同時というのは、それぞれ別葉の調査票ということではなくて、1枚の紙で調査を実施したということでございます。

なお、簡易調査とは別の本調査でございますが、直近では昨年、平成 19 年の 6 月現在で実施をしております。先月 3 日に速報を公表し、この秋以降、順次統計表の確報を公表する予定でございます。

それで、今回の諮問でございますが、2、3 の関係でございますけれども、本来、平成 21 年は 3 回目の簡易調査年に当たるところでございますが、枠組みの中で、商業統計調査につきましては平成 21 年の簡易調査は報告者負担の軽減等の観点から経済センサスの創設に伴い廃止をいたしまして、現在の簡易調査で実施している商業政策上、必要な事項については、平成 23 年で実施される経済センサスの活動調査において引き続き調査をするとされております。

こうした経緯、決定を踏まえまして、今回実施時期の変更についてお諮りするものでございます。以上でございます。

美添部会長 どうもありがとうございました。

それでは、関連する統計として、サービス業基本調査について事務局から説明をお願いします。  
吉田企画官 先ほど来、この経済センサスの創設についての経緯、閣議決定等について説明いただきましたけれども、それを受けまして「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」というのがこのセンサスの内容等につきまして検討を行っていたわけでありまして。そのメンバーと申しますのは、内閣府を始めとする各府省、日本銀行、それから地方公共団体の代表であります東京都と大阪府さんで内容を議論してきたということでございます。

この中で先ほど来出ておりますけれども、平成 21 年に実施いたします経済センサス - 基礎調査と実施時期が重なる調査、事業所・企業統計調査、商業統計調査、それからサービス業基本調査がございますけれども、こういった調査との関係についても報告者の負担軽減ですとか、経済センサスの創設によって得られる効果ですとか、大規模調査の効率的な実施といったいろいろな観点から随時検討を行いましたということで、その結果として枠組みとして事業所・企業統計調査については中止をする。商業統計調査については実施時期の変更をするということでございます。

それから、サービス業基本調査につきましても同様に平成 21 年に実施をする予定と申しますが、順番からいくと 21 年に実施をすることになりますけれども、調査実施者の方でこの検討会の議論の中で、経済センサスによって得られるデータがこれまで当該調査で取っていたものに代替できるとか、あるいはほかの調査の結果によって代替できるとか、そういうようなことで特段の支障がない。それから、従来 5 年周期で行ってございましたけれども、平成 21 年に延ばすことによって 7 年という間隔になるんですけれども、2 年延ばしたとしてもそこは特段の支障はございませんというようなことで、この枠組みの中で平成 23 年の調査に取り組んだ形で実施をする。

この取り組む事項につきましては、総務省の方で調査をしたものが各種施策に使われている事項に限るわけでありまして、それは平成 23 年の調査の中に取り込んでいきたいと思いますというように整理をされたということでございます。

美添部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員、臨時委員、専門委員の皆様には御議論をいただきたいと思っております。その議論を踏まえて、次回改めて論点を整理するという趣旨です。委員、専門委員は私以外で 6 人おります

ので、30分とすると1人5分、標準偏差1分程度で質問も含めてお願いいたします。

先ほどのリストの順番ということで、佐々木委員からお願いします。

佐々木部会長代理 この間、統計委員会でこの件について意見を申し上げましたけれども、ペーパーが用意されていますが、これはどうされるのですか。

美添部会長 では、事務局から説明していただけますか。

吉田企画官 資料2「第9回統計委員会における主な意見」ということで、まず本調査の在り方の関係という大きな話と、調査事項関係と、それからサービス業に関連する調査との関係という3つに分けられるかと思えます。

「本調査の在り方関係」であります、3つほどございました。これは平成23年の本調査、経済センサスは統計の重要なインフラであって、例えばサービス産業をどの程度捕捉できるか。工業統計調査の代替物になり得るのか等について政府部内の検討とは別に、統計委員会で十分検討すべきという意見もございました。

これは、資料2の最初の枠書きのところ、一応回答を用意させていただきました。回答のところをご覧いただきますと、まず「経済センサスの創設に関する検討会」の中でこのセンサスについては議論をしてきました。その結果として、枠組みが平成18年3月31日に政府決定されました。この枠組みに基づきまして、平成23年に予定しております経済センサス-活用調査につきましては総務省統計局と経済産業省において鋭意検討を進めております。

それで、私ども政策統括官室におきまして政府部内の調整を図りながら、その実施に向けた推進を図っていくというような取組みをしていきますが、今後における平成23年の調査につきましては、今後の検討状況ということなのですが、御指摘いただいた点を含めながらこの計画の概要が明確になった段階でできるだけ早い時点で統計委員会にお諮りをしながら進めていく。要は、諮問をしたいということでございます。

それから、本調査の在り方の2つ目の丸、3つ目の丸であります、2つ目の丸は言わずもがなということで、適宜報告をしたいということでございます。

それから、調査事項関係でございます。調査票Aの主な事業の内容に関して、「年間を通じて従事している人数が最も多い事業」とされているけれども、企業サイドから見ると違和感がある。人数が多い事業が必ずしも付加価値が高いとは限らないということから、限定しない方がいいのではないかとということであります。

実施者の方からのペーパーでありますけれども、これは統計委員会の中でもお答えしてございますが、今回、昨年の11月に日本標準産業分類が改定されました。その中で、主産業につきましては「生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の算出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する」と取り決めがされたわけであります。

先ほど高見課長からの説明にございましたように、「改定日本産業分類の適用に関する研究会」、統計審議会の産業分類部会で従事していただいた方々が集まっての研究会でありますけれども、その中で検討いたしまして、この調査に際しての分類の格付けですが、「従事している人数が最も多い事業」によって記入することとされました。これは、大分類にまたがる事業を行っている場合の決め方でありまして、そういうふうな整理がされたということでもあります。

それを受けて、「従事している人数が最も多い事業」により記入するとしたものでございますけれども、この基準での調査が客体によって困難であれば、従来からの方法に戻すということも視野に入れた検討を行うということでございます。

なお書きで、「主な事業の内容」と「生産品 取扱い商品又は営業種目」の記入が異なる基準となっていることにつきましては、記入者の混乱が生じるのではないかとという可能性もなきにしもあらずということで、この点につきまして試験調査の結果等を踏まえながら検討していくと回答をいただいております。

それから、調査事項の2つ目の丸で、主な事業欄への記入について、大分類に限らず細分類レベルまで期待するのであれば、従事している人数では不十分。記入者が困らないように、記入の手引き等で工夫するというふうなことを部会で議論してほしいということでもあります。

従来から事業所・企業統計調査は実施してはございましたけれども、同じ調査方法、設問で調査した結果によって可能な限り詳細な分類格付けを行ってきた。この点についても変わらない。ただ、注釈を変更したことにつきましては、従来の調査方法に戻すということも視野に入れた検討も、試験調査等の結果等を踏まえながら検討していかなければならないとの回答でございます。

それから、サービス業基本調査の関係につきましては先ほどちょっと説明しましたのでよろしいでしょうか。以上です

美添部会長 以上の説明を踏まえて、改めて佐々木委員からお願いします。

佐々木部会長代理 私の意見、質問はここに全部今、説明がありましたので省略します。

美添部会長 ありがとうございます。おわかりのように、企業サイドからということですので、どなたが発言したかは書いてありませんが、主な意見はここに述べられているとおりに思います。

それでは、続きまして高木臨時委員をお願いします。

高木臨時委員 統計委員会のこの意見というのは非常に重要な意見だと思います。特にダブルスタンダードになって産業分類が一方で付加価値、それからもう一方で従業者、この処理の仕方は実は経済センサスが持っている背景があると思うのです。

商業、工業というのは多分売上げとか、そういう付加価値サイドでいくのですが、毎勤みたいなもの母集団にこれはなりますね。従業者とか雇用関係の母集団になると、こういう従業者というものが今度は浮かび上がってくるわけですね。そういうセンサスですから、いろいろなものの母集団の機能というのは非常に大きいのですが、どんな統計の母集団を想定しているかということをやはりひとつ整理する必要があると思います。ここではダブルスタンダードでどちらを取るのか、この回答だとわかりにくいですね。そういう印象を持ちました。

それから、昨日、一昨日でしょうか、説明を受けたのですが、私は集計表がこれでいいのかど

うかということがひとつ気になったのです。例えば、別紙の第1表からずっとかなりの集計表が並んでいますが、表頭の分類というのが何かわかりにくいのですね。例えば全国都道府県、この辺はいいのですが、16大都市、政令指定都市だと思のですが、東京都の方が見えていますけれども、そのときに特別区は入るのか入らないのかとか、そういうこともあります。

それから、人口30万以上というのは、県庁所在地プラス人口30万以上という意味でいいのですね。だから、中核市みたいなことを多分想定されているのでしょうか。

それから、市区があって市区町村があるからこれが何かよくわからない。

それから、ブロックは何かによって決められているのでしょうかね。

その次が14大都市圏、16大都市から2を引いたものですね。

余りこんなことを言っていると長くなるので、要するにこの辺はきっちりわかりやすく整理していただきたいと思います。

同時に、やはり結果表、集計表というのは非常に大事で、利用者はそれを見てその統計を利用しますから、表頭や何かでもわかりやすい視点を入れてほしいということがあります。

それから、調査票について言えばさっきのダブルスタンダードの問題もありますが、もう一つ、平成23年調査で活動調査を行うと、それは経営情報がかなり入ってくるのですが、それでいいのでしょうか。イメージ的によくわからないのですが、この基礎調査の方は母集団という目的がはっきりしていますね。活動調査というのは経営情報かなという気がしているのですが、それでいいかどうかです。

美添部会長 平成23年調査をこの部会で議論するかどうかは、私が説明するより企画官から説明いただいた方がいいと思います。

吉田企画官 平成23年調査につきましては、先ほど諮問の構成のところでも若干触れましたけれども、今回、旧統計法の枠組みの中での手続きということになります。それで、この経済センサスというのは平成21年に実施される調査と平成23年に実施される調査と2つから構成されています。

それで、今回指定統計調査として実施する調査として平成21年の調査が対象になるわけですが、それによって作成される統計を経済構造統計ということで、今回その中で経済センサス - 基礎調査と経済構造統計というのを対でやっているんですけども、平成23年調査につきましてはまだ計画ができていないといいますが、平成21年調査の結果をもって平成23年の調査計画を策定するということになっておりますので、実はまだこの俎上に載せられないという状況でございます。美添部会長 説明のとおり、諮問は平成21年調査についてです。もちろん平成23年調査を踏まえて名簿をつくるわけですのでその視点は必要ですが、平成23年の項目についてここで議論する余裕も準備もありません。

高木臨時委員 わかりました。そのときに今、経営組織のところ動くのかなという気がしたのですが、今、公益法人や何か改定されるとか、そういう話があって、この辺は特に法人でない段階、それから会社以外の法人、この付近の区分けというのは大きくくりではこれでいいのでしょうか、中身が見えるような形で……。

左側に書いてあるのですけれども、例えばSNA関係ですが、NPI、非営利法人ですね。美添部会長 標準偏差をちょっと超えています。第2ラウンドでまた発言をお願いしますので、先にいかせていただきます。

高木臨時委員 わかりました。そういうことで分類をはっきりさせてほしいと思います。

美添部会長 続いて順番は西郷委員ですが、自己紹介も合わせてお願いします。

西郷専門委員 早稲田大学の西郷と申します。所用で遅れてきて申し訳ございませんでした。

それでは、2点ほど質問させていただきます。私は標準偏差の小さい方に合わせようと思いません。

2点ございまして、どちらも現時点ではお答えにくいものではないかと思うのですけれども、1点目は調査規模についての見通しです。先ほど登記簿情報を使って多分、今まではよりはたくさん事業所を調査しなければいけない。その一方で、本社一括調査というものも導入されますので、その分はかなり数が減ると見込まれる。そういった中で、実際に調査したときに現在の調査体制で乗り切れるほどの規模であるという見通しだと理解してよろしいのでしょうかということです。

もう一つは高木委員も問題になさっていたところですが、調査票で申し上げますと事業所についての項目の4番、事業所の事業の種類自体、(1)(2)(3)(4)まで入るのでしょうか。先ほど高木委員はダブルスタンダードとおっしゃっていましたが、私の理解ではここは本来的には付加価値の創出というところで事業所の格付けは行われるべきである。しかしながら、それを捉えるということが非常に難しいので、理念的にはそのような定義でいいのだけれども、統計上の操作的な定義というのでしょうか、実際に調査をかけたときにそれがうまく捉えられるような定義というのはどうしても必要になってくるので、次善の策として最初は付加価値で、それがわからないときには従業者の数というものでとらえる。この整理はこれで一応筋が通っているように思いますので、ダブルスタンダードと呼ぶかどうかは別として、統計の操作的な定義としては筋が通っているのではないかと思います。

私が気になったのは、高見課長もちょっと懸念なさっていたようですけれども、実際にこのような調査の仕方ですぐに捉えられるのかどうかというのは100%自信がないということと、あとは現行では(2)(3)というような調査の仕方ですぐにいくけれども、試験調査の結果いかんによってはこれが変更されるというような含みのある御発言というふうに伺いましたが、それは変更の可能性があると理解でよろしいのか。この2点でございます。

美添部会長 ありがとうございます。続いて塩路専門委員をお願いします。

塩路専門委員 幾つかあるのですが、できるだけいつまでいきたいと思います。

今回、行政記録の活用ということで登記簿の情報を使えるということで、これはもちろん一つの大きな前進であると思います。ただ、この間、本当に登記簿で十分なのかという議論がどのくらいなされたのかということについてお伺いしたいと思います。

私の理解では、登記簿というのは会社を設立するときにはまず出すが、その後、例えば店を開いたけれども客が一人も来なかったのが3か月後に辞めてしまったとか、そういうようなところも

含まれてくるので、かなりたくさんのサンプルを含むということになります。あるいは、住所とか電話番号とか書いてあるのだけれども、本当にそこにいるのかというようなことも含めて、やや確度が低い情報なのではないか。

あるいは、これは5年に2回くらいやるのですか。新しい企業がたくさん1年間に入ってくるようなIT産業であるとか、そういったところでかなり企業の数ないしはその正体の把握にずれが発生するというように私は理解しております。しかも、これは結局のところ調査員を派遣して目視もしたりするので、結構それなりにコストはかかるものであると理解しております。

それ以外の、例えば行政記録などを活用することで、もう少しコストを削減しつつ、確度の高い情報が得られるような可能性というのはないのか。私が見ました第2ワーキンググループというのでしょうか、舟岡先生のメモだと雇用保険とかを使ってはどうかというようなこともありますし、あるいは税務に関するような情報を使うことによって、もう少しその辺を改善していく。コストは低くて、しかもより確度の高い情報が得られる可能性があるというような議論も聞いておりますので、その辺についてお伺いしたいと思います。それが第1点目です。

第2点目は、企業レベルで集計を行うというのは恐らく次善の策としてはよりよいことだと思うのですが、それによって本社がどのくらい各支社の状態を把握しているかということについて若干心配があります。今まで事業所で聞いていたものを本社で一括して聞くことによって、どのくらいその辺の活動の実態などの精度が落ちるのか、あるいは落ちないのか。理屈の上では、本社でよくわからないのだったら支社に聞いてくれと言えいいわけなんですけど、適当に書かないでちゃんと支社の方に聞くようにしてねという形へどういうふうに誘導していくのかということについて、何かお知恵があればと思います。例えば、コンビニなども店によってかなり違うことをやっている可能性もありますので、その辺をお伺いしたいと思います。

第3点目は先ほどの西郷先生と同じで、これだけ大規模な調査を一遍にやって本当に大丈夫なのかということについて、これは事務局というよりは実施者であるとか、あるいは自治体の方々、むしろ東京都とか大阪府というよりは青森県とか、いろいろなところに聞きたいのですけれども、もし頑張っても無理だというならば今のうちに言っていたきたいというのが本当のところであります。

第4点目ですけれども、商業統計調査を延期される。ほかにも幾つかの調査について延期、廃止などがあったのですが、その調査自体の価値もさることながら、二次統計をつくる際にこれらが非常に重要になっているような場合もあり得ますので、例えばSNAなどを作成する場合、本当に困らないのか。例えばSNAについては内閣府の方であるとか、そういったところにお伺いしたいと思います。

最後の第5点目は、先ほど来、出ています従業者数で主たる業種を決めるというのは、私は結構ラディカルだと思ったのですが、確かに標準産業分類は先ほど出てきたものの幾つかの例で、付加価値がわからない場合にはこれか、これか、これを使ってねというようなことが書いてあるんですが、今、見ましたら従業者数というのはその中の最後に挙げられて最後の手段みたいな感じで書かれているので、本当にそれで大丈夫なのかということについてお伺いしたいと思います。

美添部会長 ありがとうございます。続いて菅委員お願いします。

菅専門委員 菅でございます。幾つかお伺いしたい点があります。

まず調査項目の4番の事業所の事業の種類、業態なのですが、ここの主な事業の種類、内容について欄があります。これは、これまで各種統計調査で把握された事業所については例えばプレプリントのような形で示す予定はありますでしょうか。私は、プレプリントにすれば報告者の負担は大分軽減されると思うのですが、その場合にどの統計調査でなされた格付けを用いるのか。

一つの考え方としては事業所・企業統計というのがあり得ると思いますが、例えば工業統計というのもありますし、多くの統計があって、それぞれ別のルールで格付けがなされていると思うのですが、その辺りはどう考えておられるか。

それからもう一つは、ここでの従事者か、付加価値かということではなくて、産業格付けの手順ですね。つまり、1番、2番、3番という形で絞り込んでいるのだらうと私は今、推測しているのですが、このやり方が他の統計調査、例えば工業統計調査の格付けと同じなのか、それとも違うのか。これが統計委員会でも議論されておりますが、工業統計の代替物になるかという点で重要だと思えます。

というのは、経済センサスはこのやり方、工業統計はこのやり方だとしますと、産業分類の連続性がなくなるのではないかという点が懸念されます。

長くなって申し訳ないのですが、項目の3番について主な事業の内容について生産品、取扱い商品、営業種目を書くようにというのですが、1つ懸念しておりますのは、経済センサスは恐らく1回限りではなくて何回かやるのだらうと思うのですが、そのときに事業所の業種が変わることがあると思うのです。

例えば、私が思っているのはエレベータの製造と修理をやっている事業者があって、メインが製造であった。ただし、それが、修理がメインになったときに、主な事業の内容について生産品何とかを書くものですから、それが変わったというのは記述されないのではないか。つまり、主な事業の内容は平成21年に調べたときにはエレベータの製造と書いてある。それで、次のときにはエレベータの修理と書いてある。できればそれを順位が変わったから、つまりエレベータの製造と修理というのをやっているのだけれども、その順位が変わったために主な事業が変わったというようなことがわかるような調査の方が、産業の分類の変更を理解する上で重要ではないか。

最後は、項目13番で法人全体の主な事業の種類について聞いておられるのですが、企業全体の産業分類というものの定義について確認させていただきたいと思えます。私の理解では、企業の産業分類というのはその傘下の事業所の産業分類の一番メジャーなものを選ぶのではないかと思っています。そうすると、これは不要ではないか。すなわち、この統計においては悉皆調査で、しかも企業と事業所の関係が明確になっておりますから、事後的に企業の産業分類から法人全体の事業を特定する方が、確度が高いのではないかという点であります。以上でございます。

美添部会長 ありがとうございます。最後に高田専門委員、お願いします。

高田専門委員 最後なので大分言われてしまったところもありますのですけれども、手短かにいきたいと思えます。

私が一番関心を持っていますのは、調査票でいくと4番の事業所の種類、業態というところです。今回、本社から支所を追いかけていくということで、かなり本社と支所との紐付けというのですか、関係づけが把握できるのではないかと期待しています。

そういうときに、ひとつどういうふうにお考えなのかという辺りで気になるのが業種の分類というのですか、産業分類をどういうふうに定義していくのかというところで、今、企業がどんどん事業所を増やしながらか事業所ごとに機能を特定化していく。そうすると、製造業と言っても実は管理を行っている、あるいはバックオフィスをやっているとか、研究開発をやっているとか、いろいろな機能が中に入ってくるわけで、その産業分類がうまく定義できるのかどうか。それをうまく統計的に集計できるのかどうかという辺りについて、是非お考えがあったらお聞きしたいと思います。以上です。

美添部会長 それでは、私も確認したいことがあるので、整理する意味で、今までいただいた質問等をまとめてみたいと思います。私の質問も追加します。

基本的には総務省統計局に対する質問が多かったと思います。私も確認したいことがあります。

一点は高見課長の説明で、平成18年事業所・企業統計調査の名簿で存在していなかった事業所については、新設として本社等確認票を調査員が渡すということですがけれども、平成18年の名簿で支所となっていた事業所については何を確認されるのか教えてください。

もう一つ登記簿情報の利用についても質問したかったのですが、ほかの方から質問が出たので後で整理させていただきます。

まず、産業分類に関して、付加価値と従業者はダブルスタンダードではなく、付加価値が基準である。操作的な概念としてここでは従業者を使ったけれども、従業者以外にもあり得るのではないか。あるいは、設問そのものも変える可能性があるかという質問が出ています。

ダブルスタンダードと高木臨時委員が言ったのは、実は(2)と(3)の表現の方ではないかと思うのです。(2)は従事者によって測った付加価値であり、一方、(3)は付加価値ではなくて収入または販売額である。そういう意味だろうと思います。ここは高見課長も、試験調査の結果を踏まえて検討の余地があるということですし、統計委員会での議論が既に出されていますが、検討の姿勢はある。個人的には、抜本的な検討を今の段階からするのは不安ですので、どう検討されるのかを示していただきたいと思います。

集計表に関しては、高木委員は地域区分をもっとわかりやすくということでしたが、これは検討用の素材です。公表のときにどうなるかを別途紹介していただければ、もう少し明確になると思います。経営組織について質問された部分については、後で回答をお願いします。

次に、西郷委員、塩路委員の質問のとおり、登記簿の情報を使って調査客体数は大量に発見されて増えるであろう。しかし、片方で本社一括調査ということで減るであろう。増えるのは100万程度として、減るところがどのぐらいか。粗い予測でも結構ですので調査員等の調査対象客体数が提示されれば議論の参考になると思います。

それから、調査項目4については何人かの方から指摘がありましたが、調査の設計の目的は付加価値で分類するという点についてはほとんど異論がないようですが、付加価値をとらえるため

の指標として従事者数のほかに改善の余地はないのか。

(3)で、今度は販売額を基準にすることで記入者に誤解が生じないかということが指摘されていますが、その点も合わせて検討していきたいと思います。

もっと大事な問題は、ここの項目ですね。(2)(3)を通じて産業の格付けを行うわけですが、管委員からも指摘があったように、従来の工業統計と商業統計、事業所・企業統計では格付けの手順が違いました。事業所・企業統計調査では販売額、売上高は調査していないために、手順が違うのは当然です。とは言いながら、今後、平成23年の調査で活動調査の名簿として使うわけですから、産業格付けが大きく異なるようでは名簿としての価値が失われる危険がある。そのために、ここで特に重要なのは4番目の項目調査事項(1)(2)(3)をどのように設計して、それをういてどのように事業所の分類格付けを行うかという点です。これについては、後ほど議論したいと思います。

先ほどの登記簿情報の利用に戻りますが、この情報では十分ではない、あるいは不安があるという発言がありました。設立後の廃業や移転などがあり、ほかにもより確実性の高い行政記録が使えるかどうか、検討をする余地はないかということでした。

私も確認したいのですが、登記簿情報で掲載されている所在地情報に基づいて調査員が事業所を特定できるか。できない事例があったとしたら、それはどのような問題かということも後ほど紹介してください。

それから、塩路委員が集計に触れたときに、発言は企業レベルとおっしゃっていたようなのですが、事業所ですね。本所が支所の事業所の活動実態をどこまで把握しているか。これをコンビニ等の事例で確認している内容の紹介をしてほしいということです。

商業統計の延期がここで記されていますが、同時にサービス業基本調査も実質的に延期ということだと思います。そうすると、これらの統計を使っている加工統計にどのような影響があるのかは確認しておきたいと思います。

管委員の質問に、プレプリントの計画があるのか、その場合にはどのような統計に基づく情報を使うのかがありました。これはプレプリントに限らず、例えば事業所・企業統計調査、商業統計、工業統計、法人企業などの各種統計調査の情報を整理するのだと思われそうですが、それらの統計調査で得られた情報をどのように使うか。今回の計画及びその結果を用いたプレプリントが将来どのように考えられるかという点を議論したいと思います。

管委員のもう一つの質問は、先ほどの調査事項の4で、事業所の格付けの問題です。事業内容が実際に変化したときに捕捉するための調査項目としてこれで適切かという指摘がありました。

それから、法人全体の主な事業の種類という設問は企業の産業分類にとってどういう意味を持つのか。ひょっとしたら疑問かもしれないということです。

私の聞き取った範囲では以上ですが、ほかに補足の質問等はございますか。

とりあえず以上の内容で順番に答えていただきたいと思います。高見課長からまずお願いします。

総務省(高見課長) では、この場でお答えできる範囲のものをお答えしたいと思います。

まず4欄の調査方法についてですが、ここは今回の産業分類の改定の際に、付加価値最大のものとするを原則とする、ただし付加価値が調査できない場合にはそれに代替するものとして、例えば従事者数、あるいは売上高、取扱い額などにより代替しても構わないといったような基準が示されたわけです。

その後、改定日本産業分類の適用に関する研究会が政策統括官室主催で行われました。その際の議論の中で、先ほど申し上げたように、従事者数最大のもので大分類を決めて、それ以下の分類については取扱い額の大きいもので決めるのが代替する指標として最も望ましいという結論が出されたところです。それに従って、なるべくそれに近い形で調査票を設定したのが現在の案でございます。ですから、ダブルスタンダードというよりは、途中で分類の区分の大きさによって若干その基準が変わるということになっているということです。

それが客体にとって混乱を生じないか、といったところについては、実はこれまでこういったことを試験調査も含めて経験したことがないので、私どもも若干不安に思っているところでありまして、現在実施しているところの試験調査で客体の反応を見たいというところがございます。

西郷先生から、変更の可能性はあるのかというお話がありました。場合によってはそこでやはり従事者数と言われても書けないという反応が多かった場合は、従来の聞き方、(2)欄も(3)欄もどちらも売上高、取扱い額にするという変更があり得るかと思っております。大きな変更をするつもりはございません。

それから、高木先生から16大都市の意味がよくわからないというお話ですが、個別に言いますと16大都市は例えば東京都区部であれば都区部をまとめて1つとしたものは大都市で、市区とか市区町村といったときは東京都23区も別々に集計するというものでございます。それから、市区と市区町村については町村レベルの細かいところまで集計をするか、しないかの違いといったところでございます。その辺りは実際に集計結果表を出す段階になれば、もちろんそれを見ていただければわかるような状態にはなる予定です。

それから、経営組織については実は私どもこの区分で十分なのではないかと考えておりまして、更に細分する必要があるのであれば、どういったところをどう細分すべきかと、いうことを御教示いただければと思います。この区分にどういうものが入るかにつきましては調査票上で書き切れない部分もありますので、記入の仕方等で説明をする予定としております。

それから、西郷先生からありました調査の規模の見通しなのですが、今のところ登記簿情報で加わると想定される法人の数は、最大でも120万くらいだろうと考えています。一方で、調査しないことになる支所の数もおよそ同じくらい、120万くらいと想定していますので、全体として調査票を書いてもらう調査対象客体数はあまり変わらないと考えております。

もちろん支所の分も本所では書きますので、全体の調査票の枚数という意味では増えるということにはなりませんけれども、調査客体数、調査票を書いてもらう客体数についてはそれほど大きな変動はないと考えております。

それから、登記簿の情報だけでは十分に捕捉ができないのではないかと御指摘ですが、実はそこはおっしゃるとおりでございます。登記簿情報は、一旦登記したらあとは放ったらかしと

いうケースも結構あると聞いていますので、実際に何も活動していない法人もかなりあると聞いております。その辺りは事前にわかる範囲で、明らかに活動していないということがわかったものについては事前に名簿から落とすといったことも一応したいと考えております。

それから、時点の違いについては18年時点ではなくて、その後の新たに登記があったものについて、今年の秋くらいまでの新規登録の登記の情報までも名簿に加えて実施をする予定でございます。

それから、雇用保険、労災保険のデータについては、確かに登記簿よりももしかすると有用性が高いのではないかと考えておりますが、今のところこうすれば使える、あるいはこういった情報が使えるということまで詳細にまだ詰めている段階ではありませんので、統計委員会の基本計画部会の第2ワーキング、それから第4ワーキングの中で、そういったものを使ってビジネスフレームを整備した方がいいじゃないかという議論が出ておりますので、平成21年調査には間に合いませんけれども、今後の課題として引き続き検討したいと考えております。

それから、本社がどの程度支所の情報を把握しているかという御疑問の点です。私どもこの調査計画をつくるに先立ちまして、ごく一部ではありますが、かなり支所数の多い大企業に対していろいろな業種それぞれについてヒアリングを行いました。その結果によりますと、このくらいの調査事項であれば大体本社で書けますと言ってくださったところが多かったということでございます。

ただ、もちろん全部が全部本社で全部書けますよと言ってくれたわけではなくて、例えば従業者数の中の臨時雇用者などは本社では全部管理していません。そこはやはり調査に際して支社に問い合わせるなどしないと書けません、と言われた調査事項も一部ありました。そこについては、もし答えられない、本社では書けないという反応がありましたら、お手数ですが、支所に確認をしてくださいということを調査員から再度お願いするという形で対応したいと考えております。

それから、プレプリントの件ですが、主産業については18年事業所・企業統計調査の結果をプレプリントする予定です。本所についてはする予定です。ですから、調査票Aの左側の表面の4の(2)(3)(4)欄はプレプリントする予定です。

それから、企業産業について支所からの情報でつくれないかということなのですが、あくまでも支所の情報、事業所ごとの情報はその事業所の主産業だけがわかりますので、従産業も含めてその企業全体でどの業種、どの事業が一番主なのかというのは事業所の回答を集めただけでは作れないと私どもは認識しております。

それから、産業の決め方ですけれども、これは実は従来の事業所・企業統計調査と同じロジックを考えていまして、4の(2)欄の注釈がちょっと変わっている部分はありますが、それ以外はこれまでの事業所・企業統計調査と同じやり方で産業分類をしたいと考えております。平成23年調査の配り分け等のための名簿も、その主産業に基づいてつくることになると想定しております。

最後に美添先生からあった御質問で、平成18年調査で支所だったところには何を確認するのかということでしたが、これは事業所がその場所に存在して活動しているか、あるいはもうそこに

はなくなってしまうかという情報を調査員には確認してもらうということを予定しております。そして、本社からの調査票とその情報を突き合わせることによって、本社からの報告が漏れているかどうかということも確認したいと考えております。

以上だったと思います。

美添部会長 ありがとうございます。次に商業統計に関して荒井室長から何かありますか。  
経済産業省（荒井室長） 塩路先生から、平成 21 年商業統計調査、簡易調査の廃止による二次加工統計の影響についてということの御質問でございます。

実は、これまで実施をしている簡易調査における調査事項でございますが、それにつきましては経理項目では商品販売額のみでございます。商業統計の本調査、これは平成 19 年にまさに今、確報の集計中の本調査では商品販売額のほかに商品手持ち額とか、あるいは商品仕入れ額といった分析に非常に重要なデータを調査しているんですけども、簡易調査では調査負担の軽減という観点から、経理項目では販売額ということに限定をしている関係もございまして、加工統計への影響は小さいのではないかと認識をしております。

枠組みの議論のときにユーザー府省を含めまして議論をしてきたところでございますけれども、その経済センサス、平成 21 年、平成 23 年をセットで考えまして得られるものと、平成 21 年商業統計調査の簡易調査の廃止によって失われるものの比較をしても、やはり得られるものは大きいという判断で平成 21 年商業統計調査の廃止はやむなしという結論に至ったものと承知をしております。以上でございます。

美添部会長 ありがとうございます。この点につきまして、内閣府から何か御意見はございますか。

内閣府 今、経済産業省さんがおっしゃっていた部分は大体そういう理解ではいるのですが、比較の問題ですが、我々にとっては毎年の調査などの方が重要性は大きいので、商業統計の簡易調査が行われない点については、むしろ基準改定とか、私どもだけではないですが、産業連関表とか、そういうところの影響は出てくるものもあるのではないかと考えている次第でございます。

結論としては、毎年の調査よりは影響は少ないものと考えてはおります。

総務省（高見課長） 1 つ答弁漏れがありました。

先ほど美添先生の御指摘で、登記簿情報だけでは結局確認ができないような事例にどのようなものがあつたかという御質問があつたと思います。実は登記簿情報は名称、所在地だけが入っているわけでありまして、その所在地は番地までは入っているけれども、その中のビル名とか、ビルの何号室であるかという情報は入っていないケースが非常に多い。その関係で、ビルの前までは辿り着けたけれども、そのビルの郵便受けなどに表札も何も出ていないので、結局事業所まで辿り着けなかったというケースが昨年 9 月に実施した第 1 次の試験調査ではかなりの数、特に都市部で多く出てまいりました。

美添部会長 一通り御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

席上配布資料として、私と事務局で相談をして、検討課題を記したものがありますのでご覧い

ただきたいと思います。ここに書いてあるとおりですが、詳細は読み上げません。

まず として、経済構造統計を指定することの意義とその効果について確認すべきであろう。今回の経済構造統計の中の基礎調査によって作成する経済構造統計と、平成 23 年の活動調査において作成される統計との関係については、ここで議論すべきであると思われる。

ですが、ここはやや具体的に承認のために確認すべき事項をまとめています。基礎調査の目的、役割を明確にする。

それと、政府部内の類似の会議と書いてありますが、これは先ほど紹介がありましたようにセンサスの検討会議等の指摘事項を指しています。これらで求められた事項に対応するものとなっているか。

「調査事項」については、いろいろな発言を既にいただいていますけれども、母集団データベースなどの母集団情報を整備する観点から見て調査事項を確認する。

それから、我が国における事業所及び企業の活動内容、事業所、従業者規模等、ここは諮問文等では「事業所及び企業の産業・事業者規模等」と書いてあるのですが、「産業」だけでは一般人にはわかりにくいので、具体的な内容を表現してみました。これらの調査事項を検討する。これは既に議論いただいていますので、論点としては適切だろうと思います。

次も、企業情報の把握の観点から調査事項の適切性を判断していただきます。

ですが、産業分類格付け等を適切にできるような設計にすべきである。主な事業の内容についても、議論いただいています。

ですが、調査事項はこれで十分か、追加する必要がある事項があるかどうかは確認すべきだと思います。

次の「調査方法」ですが、試験調査は第 1 回目の試験調査を終了して、第 2 回目の実施は 7 月でしたか。

総務省（高見課長） はい。7 月 1 日現在で実施します。

美添部会長 第 2 回試験調査の結果については、残念ながらこの部会では手に入らないと思いますが、その設計等まで参考に含めて検討する。

は、もう議論されたことですので繰り返しません。

については、先ほど紹介いただきましたが、本社一括にするという新しい試みで、本社の規模によって国、都道府県、市町村、調査員と役割分担を決めているわけですが、これが妥当であるかということです。

更に、名簿情報に基づいて配布するということですが、この で読めるとは思いますけれども、実際に行ってみたら支所の数が非常に違っている場合にも、混乱のない配布の仕方になっているかも確認したいと思います。

については、民間事業者の活用についての検討は、各統計でやっているはずですので、この統計でも検討する可能性があるということを踏まえています。民間事業者の活用に当たっては統計の正確性・信頼性の確保のために必要な措置は何かです。

4 番目の「集計事項」は既に幾つか議論されましたけれども、需要を満たしているかというこ

と、及び で更に追加すべき集計がないか。特に今回は新たな調査項目として4の(1)という副次的な大分類が明確にわかるような設計になっています。これを有効に活用する集計はどのようなものかは、ここで議論していただきたいと思います。

その他として ですが、平成21年に基礎調査を実施して、平成23年に至るまでに名簿情報は劣化するわけですが、名簿情報の劣化対策はどのようなものか。

それから ですが、本調査が1回限りのはずはないので、次回どうするかです。明示的には何も書かれていませんが、常識的には5年後に類似の名簿整理が必要と考えますので、これについての検討状況を確認したいというのがこの趣旨です。

最後に ですけども、経済センサスの実施に伴い、商業統計調査は平成21年調査を中止します。サービス業基本調査は、平成21年とは明示されていなかったのですが、5年周期とすれば平成21年度になる。この2つは中止されるわけです。商業統計に関しては特段支障ないという発言が内閣府からもありました。サービス業については、法律的にはこの部会で審議する対象ではないようですが、サービス業の基本的な統計が重要だと指摘されている中で、先ほど吉田企画官から紹介があったように、サービス業関連統計に対して経済センサスの実施が悪影響を与えないということまでは確認すべき内容だと思います。

以上と、皆様からいただいた意見とを合わせて論点メモをつくり直しますが、このほかにも論点として足りない点、あるいは御意見、御質問等がありましたら審議協力者の方にも御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

経済産業省の今井さんお願いします。

経済産業省 各委員の方の御意見ですとか、座長がおまとめの論点メモにほとんど含まれているところがございますけれども、平成23年の活動調査を共同で実施する立場から、特に平成23年調査との関係において今いろいろお話があったところがございますが、確認も含めまして発言をさせていただきたいと思っております。

1点は、平成23年との関係を含めると、平成21年調査の結果というものにつきましては、1つはやはり事業所・企業を漏れなく把握をできるだけ100に近い形で結果としてでき上がるということと、論点メモにもございますように平成23年の調査を産業別の調査票ということで、どの区分にするかというのはこれからでございますけれども、その観点からやはり産業格付け、いろいろ議論がございました第4項のところでございますが、ここの格付けをできるだけ精緻化するということが平成23年の関係では一番重要なところだと思っております。

したがって、1点目につきましては平成21年の実査をきちんとやるというのは当然のことでございますけれども、これまでの経験を含めるとやはり平成21年調査用の準備調査名簿をいかに捕捉漏れがなくきちんとした形で整備できるかということにある意味でかかっていると思いますので、いろいろお話がございましたが、行政情報を含めまして具体的にどういう情報で準備調査名簿、事前の名簿を作成されるのかというようなところについて、できるだけ具体的な情報といえますか、どういうデータでどういう作成でというようなところについて是非、次回のときに御紹介をいただければというのが1点目でございます。

2点目の格付けのところでございます。ここにつきましてはいろいろございますが、試験調査が7月1日、今日御提示の形で実施をするというのは聞いてございますけれども、この結果、先ほどあったように答申のスケジュールとの関係ではこの検証結果というのが反映できるようなタイミングに今ないわけでございます。そういったことも含めてどうするかというところはあるかと思っておりますけれども、平成23年の産業別というのをどうするかというのはまだ決まっておりませんが、少なくともその分類の上位概念であります大分類のレベルにつきましては平成21年のところで最低限その主産業をきちんと格付けることが必須だと思います。

したがって、その4項のところについて、先ほど高見課長の御説明では(2)のところについて必ずしも2が大分類で3がそれ以下の中分類とか小分類というようなことではないという御説明でございましたけれども、今、申し上げたような点から少なくとも主産業の大分類をやはり平成21年度のところできちんと事業所ごとに精度の高い格付けがなされるということが平成23年に必要なことだと思っておりますので、今日もお話がございましたけれども、そのプロセスをできるだけきちんと整理をしていただくことが必要なのではないかと考えております。以上です。

美添部会長 ありがとうございます。ほかに特にございますか。

日本銀行 非常にマイナーな論点で恐縮ですけれども、私ども短観という割と注目度の高い調査がございまして、これの母集団情報として事業所・企業統計調査の結果を使わせていただいております。

恐らくそれが今回の調査に置き換えられるのだらうと思うのですが、その関係で別添2-2の7ページに例の名簿の使用許可基準のところがあって、(2)のエというところです。そこは、「事業所及び企業等の名簿に係る電磁的記録を統計調査の対象把握又は標本抽出のために使用する場合は、その使用者の範囲が原則として国の行政機関の職員並びに地方公共団体の」となっておりますので、このままだと私どもが抜け落ちてしまうという懸念がございまして、「原則として」ですので、そこで例外として読むのか、何らかの御配慮をお願いしたい。マイナーな論点で恐縮です。

美添部会長 すぐにお答えいただければお願いしたいと思います。時間がかかるようでしたら、ほかの御意見をどうぞ。

では、東京都と大阪府も合わせて順番にお願いします。

東京都 先生方からも調査の実施体制等について御心配いただいたところですが、やはり今回の調査は本社一括ということもございまして、東京の都心部のような本社の集中している地域などにおいては実施体制の確保というのは非常に大きな問題だと思っております。それにつきましては、幾ら都心区の区に頑張っても調査員を確保しろと言ってもできないものもございまして、例えば国と都道府県の役割分担などの中でいろいろ御配慮をいただきたいということでお願いをしているところでございます。

また、登記簿情報の件につきましても先ほどお話がありましたように、実際にビルの前まで行けるのだけれども、その番地にそのキャパシティをはるかに超える何倍もの登記簿登記がなさ

れているというような実態も実際にはございますので、事前にわかったところから名簿から落としていくということを伺いましたけれども、その辺は具体的にできるだけ名簿の精度を上げるということについて非常に関心を持っているところでございます。

とは言いながら、初めての調査ですし、実際にやるときになりますといろいろな問題も起こるかと思しますので、例えば現場で余りトラブルなどが起こらないような十分な広報であるとか、あるいはコールセンター等の実施体制のサポートであるとか、そういった部分につきましても事前に十分に御配慮いただければと考えているところでございます。

大阪府 大阪府からは特にありませんけれども、冒頭に21年の基礎調査を踏まえて23年経済センサスの議論をしていくというお話がありましたが、これは先の話になりますけれども、そういったことをこの部会の答申に盛り込めるような議論は可能なかどうか。

と言いますのは、この論点メモにあるように本社一括を国、都道府県、市町村、調査員とが受け持って調査をするわけですが、全く初めてのケースで、特に市町村自らが実施主体になり、調査員調査も手掛けていくということで、2次試験調査はやりますが、本21年調査も踏まえて平成23年調査の検討をすべきではないかという思いからでございます。以上です。

美添部会長 同じ統計の基礎調査、活動調査ですから密接に関連することは当然ですので、できる限り問題点は整理しておくべきだと思います。

予定の時間になりましたが。

総務省（高見課長） 先ほどの名簿の使用範囲に日銀さんを含める、含めないという話です。この文章上は確かに含まれないように読めますか、日銀さんにとって困るようなことにはしない予定ですし、ちょっと誤解が起りそうな表現なので必要があれば表現を修正したいと思います。

それから、先ほど東京都さんの御要望に関して、国と都道府県との役割分担については先ほどの説明からは省略しましたが、単純に全国一律の規模だけで分担をしますと東京都の御負担は大変なものになるので、そこは東京、大阪を中心に都道府県の負担が過大にならないような分担にしたい。つまり、その分は国で余分に調査をするということにしたいと思っております。

また、コールセンターについては設置するというのを予定しております。

完全に全部にはお答えできませんけれども、今のところは以上でございます。

美添部会長 私の不手際で議論がまだ終わらないうちに時間になってしまいました。論点を改めて整理する時間はありませんし、付け加えることもなさそうですので、先ほどの説明でまとめて代えさせていただきたいと思っております。

今回は、今回の議論を踏まえて論点を整理して議論していただきますが、更にお気付きの点等がありましたらあらかじめ事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。

次回に整理すると言いながら、あらかじめお願いしておきたいことが1、2件あります。

1つは、分類の格付けについて、大分類で正確にできることが平成23年活動調査にかけての名簿情報の使命ですので、従来の事業所・企業の分類手順を用いた結果が商業統計あるいは工業統計の格付けの結果とどの程度一致していたのか。次回にこれまでの結果の紹介をお願いします。

もう一つは、試験調査結果を反映して今回の計画を立て、更に第2回目の試験調査を計画中と

ということですので、既に実施した第1次試験調査でどのような知見が得られたのか。第2次試験調査は何を確認しようとしているのか。その点について紹介をお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。要望等がありましたら先ほどもお話ししましたように、事務局あてに事前に御連絡をお願いします。

それでは、時間を少し過ぎておりますので、本日の議論はこれで打ち切ることにいたします。本日の部会の結果につきましては、6月9日に開催される統計委員会で報告する予定です。

部会につきましては、次回は6月13日金曜日13時30分から、場所は若松町にある総務省の第2庁舎3階の第1会議室において開催する予定になっております。

本日は、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。